

産業建設委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

近年、ニホンジカやイノシシ、ニホンザルなどの野生動物に、急速な個体数増加や分布拡大が起きており、環境省による個体数の全国推定では、ニホンジカは261万頭（北海道を除く。）、イノシシは88万頭、ニホンザルは約15万5,000頭に及んでいる。

獣害とは、これら野生動物の一部が耕作地や人里に出没し、農作物等に被害を及ぼしている状況のことであり、全国的な農作物の被害総額は200億円前後で推移している。

こうした有害鳥獣による農作物被害に起因した営農意欲の低下は、耕作放棄地の拡大につながるるとともに、シカによる森林、樹木の剥皮の被害等は、山林を中心とした良質な自然環境を悪化させる要因となり得る。また、生態系の急激な変化によって、山間地以外の様々な場所で野生動物が出没するという状況から、獣害は、もはや特定の地域だけの問題ではなくなりつつある。

平成19年における「鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置に関する法律」の施行以降、獣害を緊急的かつ重大な問題として、各自治体における被害対策の取り組みがなされているが、生存のため餌を求め行動し、増え続ける野生動物に対し、行政として真に効果的な方策が講じられているとは言い難い状況である。

これらのことから、産業建設委員会では、市における獣害を喫緊の課題として捉え、「獣害対策について」をテーマとして、亀山市の現状を把握し、獣害対策における課題・問題点の解消に向けて調査・研究を行い、検討した結果をここに報告する。

【現状把握】

当委員会では、獣害対策に係る市の現状を把握するために、環境産業部に資料の提出を求めるとともに、聞き取りを行った。

1 有害鳥獣による被害状況

中山間地域を中心にして、平野部の農地や住宅に隣接する家庭菜園等の作物にまで被害が広がっており、市内全域に及んでいる。

市における有害鳥獣による被害額は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	獣種	全体	ニホンザル	ニホンジカ		イノシシ	カワウ アオサギ	カラス類	アライグマ ヌートリア
				農業	林業				
平成24年度		25,280	1,853	1,181	19,761	1,322	800	316	47
平成25年度		25,588	1,861	1,285	19,761	2,336	—	310	35
平成26年度		10,974	2,134	1,045	5,550	1,885	—	288	72
平成28年度 (計画目標値)		17,696	1,297	827	13,833	925	560	221	33

上記の被害額は、農業代表者からの被害報告、農業共済組合・森林組合への照会や農業関係者への聞き取りによるものであるとのことであり、市の農林業における実際の被害はこれ以上にあると考えられるとともに、農林水産業従事者の営農・生産意欲の低下など数値化できない潜在的な被害もある。

2 市の取り組み

市では、鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣捕獲の委託や、農作物の防護柵の設置に対する補助などによる有害鳥獣対策事業を実施している。

事業の内容等については、次のとおりである。

(単位：円)

事業	内容	H26年度決算額	H28年度予算額
猿巡視委員	巡視員により市内に生息するサルの群れの定期的な位置情報の発信や被害防止の普及を行う。	1,311,000	1,437,000
追い払い用物品の配布	サルの追い払いのためのロケット花火、動物駆逐用煙火、専用ホルダーを配布する。	995,432	1,300,000
有害鳥獣捕獲業務委託	猟友会に有害鳥獣の捕獲業務を委託（800日を上限）	1,600,000	1,600,000
有害鳥獣特別捕獲委託	有害鳥獣の捕獲を目的とした捕獲許可に基づく捕獲に対する報償金一頭当たりの額：ニホンザル25,000円（大型捕獲檻による場合は10,000円）、イノシシ8,000円、ニホンジカ（オス8,000円、メス10,000円）	3,338,000	5,560,000
ノザル電波発信機装着業務委託、ノザル防止位置情報システム委託	位置情報システムを使用して猿の出没情報をメールにより定期的に発信する。	518,400	692,000
有害獣被害防止対策事業補助金	有害獣による農林作物への被害を防止するための防護柵の設置に必要な資材について購入費用の75%を補助する（15万円を限度）	9,222,300	10,000,000
鳥獣被害防止対策推進協議会補助金	国の補助事業の実施主体となる鳥獣被害防止対策推進協議会への補助金であり、当該団体を通じて猟友会に捕獲檻の貸出等を行っている。	551,394	400,000

(1) 獣害対策に関する周知

出前トークの開催や市広報への掲載により、獣害対策の正しい知識の普及や地域ぐるみによる鳥獣を寄せ付けない生活環境づくりの促進、集落ぐるみによるサルの追い払いや、多獣種電気柵「おじろ用心棒」の紹介などを行っている。

(2) 農業者等に対する支援

防護柵（トタン、鉄柵、電気柵等）の設置に必要な資材の購入費用を補助するとともに、追い払いのための駆逐用煙火等の配布を行っている。また、国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、地域からの要望により地域全体を囲む集落単位での進入防止柵の設置を行うこととしているが、現在要望はないとのことである。

(3) 有害鳥獣の捕獲について

猟友会と協力して有害鳥獣の捕獲に取り組むこととし、捕獲について三重県猟友

会亀山支部（亀山猟友会）に委託している。また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金で捕獲檻を購入し、猟友会に貸し出している。狩猟免許取得者には、猟友会への入会を促している。

（４）ニホンザルの対策について

亀山サルの会と協力し、サルに電波発信機を装着し、効果的な追い払い活動を推進、支援している。また、出没情報を知らせるサルどこネットへの登録を促している。

【関係団体との意見交換】

当委員会では、獣害に係る地域の現状や有害鳥獣の捕獲等の状況について、関係団体との意見交換を行った。

1 城北サルの会、関南部地区まちづくり協議会との意見交換

城北サルの会及び関南部まちづくり協議会と「地域における獣害対策」をテーマとして意見交換会を行い、そこでは、主に次のような意見等が出された。

（１）地域における獣害の状況と対策について

60～70頭のサルで構成される群れが市内に12存在し、餌を求めて広い範囲で移動している。山際の畑における野菜の被害のほとんどはサルによるものであり、最近では家屋付近の畑の作物や、果樹、花や草も餌になっている状況である。また、稲の被害はシカ、落花生やカボチャ、サツマイモなどはイノシシによるものであり、その他、ハクビシン、アライグマ、ヌートリアや、カラスなどの鳥類による被害も確認されている。サルに対してはロケット花火による追い払いを行うとともに、シカ、イノシシ等から農作物を防護するため電気柵による対策を講じている。

（２）地域における課題や問題について

獣害については、被害を受ける当事者以外が関心を持っていない現状がある。特にサルの追い払いには地域ぐるみの取り組みが必要であるが、協力し合う人が地域にいない。また、高齢化等により、駆除を行う猟友会でも後継者が不足している。

中山間部では特にシカの被害が顕著であるため、久我地区では、捕獲の取り組みを展開している。伊賀地域などではサルの多頭捕獲により被害が減少しており、捕獲は有効と考えるが、実際には、狩猟免許取得やわな用具の購入に費用がかかるとともに、捕獲後の止めさし、解体、埋設等の事後処理に苦慮している現状がある。

（３）地域と行政それぞれの役割と連携について

市内にある耕作放棄地や放任果樹等が有害獣の餌場になっている。この現状を市民全体が理解して関心を高めてほしい。市域全体で、地域を挙げての耕作放棄地の草等の伐採や放置された果樹等の撤去のための取り組みが必要である。

また、駆逐用煙火や電気柵の補助に係る現行の制度を充実するとともに、新たに狩猟免許取得のための助成や、わな用具等の購入に対する補助を検討して欲しい。

2 三重県猟友会亀山支部（亀山猟友会）との意見交換

亀山猟友会と「亀山市における有害鳥獣の狩猟・捕獲について」をテーマとして意見交換会を行い、そこでは、主に次のような意見等が出された。

(1) 猟友会の活動について・有害鳥獣の捕獲について

会員のうち12、13人が捕獲に従事し、年間の実働日数は、1,300～1,400日で、有害鳥獣の駆除活動が7割を占める。

平成27年度の捕獲実績は、駆除と狩猟との合計で、サル73頭、シカ612頭、イノシシ357頭、カワウ14羽、アライグマ19頭である。

捕獲後の処理については、犬の餌とする場合が大半であり、食用として販売するための獣肉処理などは、衛生管理上のハードルが高く現実的ではない。

有害鳥獣の捕獲には相応の人数を要するとともに、車の燃料や弾、犬の飼育費用等も必要であり、さらにヒルやダニの危険を伴う山中の重労働に対しては、市からの委託料（出動1回につき2,000円）では、捕獲頭数への上乗せ分を含めても採算に合わない。

猟友会として、有害鳥獣は自分たちが駆除しなければ減らないという使命感から一生懸命取り組んでいる。せめて、委託における出動日数800日の上限は設けないで欲しい。

(2) 今後の活動について

狩猟免許の取得や猟銃の所持については、免許の取得・更新の困難さや煩雑さから後継者ができにくいという現状があるが、わな猟免許については比較的取得しやすいため、市で広報してもよいのではないかと思われる。また、これからは、ただやみくもに駆除し続けるのではなく、計画的に捕獲していく必要がある。猟友会としても最大限協力するので、市でも獣害対策に積極的に取り組んで欲しい。

【行政視察】

当委員会では、獣害対策に係る先進事例について学ぶため、岡山県美作市と西日本農業研究センター及び三重県農業研究所を視察した。

1 岡山県美作市

美作市では、捕獲奨励事業として、シカ1頭の捕獲に1万2,000円（イノシシは5,000円）が補助され、国・県の助成金や市の処理施設への搬入による加算を含め最大2万5,000円の補助が受けられる。その他にも、有害鳥獣駆除班として行う駆除活動への補助や、銃猟・わな猟免許取得費用の半額補助を行うなど、駆除に対し手厚い補助制度を展開している。また、獣肉処理施設での受け入れを開始したことにより捕獲後の狩猟者の負担が軽減されたため、平成27年度におけるシカの捕獲頭数は、5,852頭となり、年間約5,000万円程度であった被害額が平成27年度には約2,800万円程度にまで減少が見込まれるとのことであった。

美作市では、捕獲に伴う埋設や焼却など、狩猟者の負担に対応するため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、公設公営の獣肉処理施設「地美恵の郷みまさか」を整備している。

平成27年度は、市全体の捕獲頭数であるシカ5,852頭、イノシシ1,472頭のうち、シカについては1,500頭、イノシシについては140頭が同施設で搬入・処

理されたとのことであり、食肉の販売実績に対する施設のランニングコストから、今後さらなる処理量の増加によって赤字解消が見込めるとのことであった。

今後は、施設の運営委託も考えられるが、市というブランドの付加価値による効果も十分あるため、検討が必要であるとのことであった。

2 西日本農業研究センター（島根県大田市）

西日本農業研究センターでは、動物の生態と行動の正しい理解に基づく、農業被害軽減のための獣害対策について、江口祐輔教授から講義を受けた。

有害鳥獣から農作物の被害を受けないようにするためには、まず、野生動物の性質を正しく知るべきであることから、その生態・行動について研究結果に基づく詳細な説明と、具体的事例による、正しい防護柵等の構造と設置方法に関する解説を受けた。

結論としては、「獣害対策に魔法はない。総合的な対策をバランスよくすること。」であり、①野生動物が嫌がる環境を作る、②田畑を効果的に囲う、③適切な駆除といった3つの取り組みを実践することが原則であるとのことであった。

野生動物の好む餌場とは、「大量・高密度・確実」が揃う場所（畑）であり、特に、耕作放棄地などは絶好の隠れ場所であるため、茂みや藪を刈って野生動物の生活の拠点をなくすこと、警戒心を増幅させること等を確実に行わなければならないということを改めて確認した。また、雪氷対策のための融雪剤や、道路ののり面保護のための牧草なども餌となり、行政の取り組みの中にも獣害を誘発する要素があることを学んだ。

講義の後、美郷町の研究圃場において、有効な防護柵の構築方法や作物の育成方法について説明を受けるとともに、町の集会施設で、地域住民や美郷町職員から、これまでの経緯と現在の取り組みについて説明を受けた。

美郷町では、研究センターと連携した獣害に強い畑づくりの研究や集団でのサル追い払いなどの徹底により農作物の被害が減少し、その成果によって、地域住民による農作物販売所の整備や、猪肉の加工・販売が行われている。

また、従来、猟友会に依存していた有害鳥獣の駆除について、町長を班長とする駆除班を作り、農業者自身が狩猟免許を取得し、主体的に駆除・捕獲を行うことで、猟友会だけに頼らない体制を構築した。これらのことから、獣害対策においては、行政の補助に頼るのではなく、地域住民自らが活動を継続していけるような仕組みづくりを行っていくことが重要であるとのことであった。

3 三重県農業研究所（三重県松阪市）

三重県農業研究所では、山端直人氏からサルによる被害の状況と被害の発生原因について、また、発生原因の解消による被害軽減の実証と、有効な柵、追い払い、捕獲等の手法について、伊賀市阿波地区における成功事例を踏まえての説明を受けた。

それによれば、県内でもサルが急増しているため、地方自治体では早急に対策を講じるべきであるとのことであり、①集落内の収穫残さや不要果樹など「餌場」をなくす、②耕作放棄地や藪などの隠れ場所をなくす、③囲える畑はネットや柵のできる限り囲う、④人里は怖いと覚えさせるためサルを見たら必ず追い払う、という取り組みを地域住民自らが主体的に行っていくことが重要である。その上で、行政が主導して、地域住民と

の協力により、加害する個体の適切な捕獲を行うべきであるとのことであった。

また、このことから、亀山市においては、効率的で適切な捕獲のため、調査による頭数把握、加害レベルの高い群れの特定を行うとともに、全頭捕獲、部分捕獲等、地域性に応じた対策を示した計画の策定が必要であり、その上で、追い払い等の被害対策を地域でしっかり行っていくべきではないかとのことであった。

【検討結果のまとめ】

産業建設委員会として、調査・研究テーマに掲げた獣害対策について、14回にわたり協議し、検討した結果の課題・問題点は次のとおりである。

1 獣害に対する現状

- (1) 獣害対策において市民や地域が対応する範囲が不明確である。
- (2) 有害鳥獣の個体数や被害の状況に関するデータが乏しく、実態が不明確である。
- (3) 野生動物は、市内の様々な場所に出没しており、獣害は特定の地域・市民だけの問題ではないにもかかわらず、現在の施策の対象は中山間地域や農林水産業従事者である。

2 獣害に強い環境づくり

- (1) 有害鳥獣の餌となる収穫残さや放任果樹などが市内に散在するとともに、有害鳥獣の生息場所となる草木が繁茂したままの荒地等が多い。
- (2) サルの追い払いについて、簡易で有効な道具の活用や、多人数で徹底的に行う等の手順が浸透していない。

3 獣害から田畑を守ること

- (1) 有害鳥獣から農作物を守るためには、正しい防護柵の設置が効果的であるが、設置後の維持管理が十分になされていない。
- (2) 現在の防護柵設置に必要な資材の購入費用の補助制度は、市民にとって活用しにくい。

4 駆除の必要性

- (1) 狩猟免許所持者が減少している。
- (2) 猟友会では、高齢化により有害鳥獣駆除の担い手が不足しており、会員への駆除・処理の負担が増大している。
- (3) 有害鳥獣駆除委託料の予算が少ないため、駆除の出動日数には限界がある。

よって、産業建設委員会として、亀山市の獣害対策について、下記のとおり市長に対し提言を求める。

記

- 1 県等の関係機関と連携し、有害鳥獣の生態や被害の実態に関する正しい情報を収集して、各地域の実情に合った具体的な対策を示した計画を策定すること。また、被害を受けている地域住民や自治会等が協力し、地域が一体となって獣害対策に取り組むための体制づくりを支援すること。
- 2 庁内の関係部署が連携・協力して、有害鳥獣の餌場の除去や隠れ場所となる耕作放棄地の解消に向けた取り組みを進めること。また、正しいサルの追い払い方法を地域に定着させること。
- 3 正しい防護柵の設置・維持管理の方法についての講習会を開催するなど、地域への指導・助言に努めること。また、有害獣被害防止対策事業補助金について、補助の対象の拡大や条件の緩和を図り、市民が使いやすい制度とすること。
- 4 有害鳥獣駆除の従事者を確保するため、狩猟免許を取得する際の助成について検討するとともに、駆除活動の経済的負担を考慮し、有害鳥獣駆除委託業務の出動日数や単価の見直しを行うこと。また、猟友会の駆除活動に当たり、更なる地域との連携強化を図れるよう努めること。